

令和7年度

特 記 仕 様 書

■特記仕様書一覧

- ① 記録写真仕様書
- ② 薬剤仕様書
- ③ 地上散布作業仕様書

記録写真仕様書

(写真の提出)

1. 作業記録写真は、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督職員に提出しなければならない。

なお、提出部数については、2部とする。

(準備器材)

2. 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。

ア 写真機（予備を用意しておく）

イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黑板。

(写真撮影)

3. 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黑板を添えなければならない。

イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。

ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。

エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。

オ 作業前、作業中（作業工程毎）、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

ただし、作業区域が同流域かつ作業仕様が同一の場合は1林小班とみなし、監督職員の指示により、その区域の代表的な箇所でも撮影すればよいものとする。

(写真整理)

4. 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黑板の不明瞭なものは、黑板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

5. デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。

ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。

イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督職員と協議の上決定する。

ウ 有効画素数は、黑板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。

エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

6. この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

(松くい虫防除)

薬剤仕様書

- 1 事業名 松くい虫防除事業請負（能代地区）
- 2 購入薬剤の特質、数量等
 - ①農林水産省農薬登録済であること。
 - ②農薬の種類、成分：ネオニコチノイド系農薬
アセタミプリド液剤（アセタミプリド2%）
チアクロプリド水和剤（チアクロプリド3%）
 - ③人畜毒性：普通物
 - ④魚毒性（製剤）：A類
 - ⑤適用場所：林地
 - ⑥適用木名：松生立木
 - ⑦適用害虫名：マツノマダラカミキリ（成虫）
 - ⑧使用方法：動力噴霧器等による地上散布
 - ⑨希釈倍数：調達する薬剤の種類ごとに以下のとおりとする。
アセタミプリド液剤（アセタミプリド2%） 75倍
チアクロプリド水和剤（チアクロプリド3%） 150倍
 - ⑩使用液量：1haあたり1,200リットル
 - ⑪液剤数量：散布面積及び希釈倍数に基づいた数量であること。
- 3 散布箇所 秋田県能代市落合字大開浜砂地外2国有林153林班い小班外（別添図面参照）
- 4 散布面積 306.94ha
- 5 散布回数 1回
- 6 散布期日 米代西部森林管理署長が指定する期日
（ただし、指定日であっても雨天等の場合は、変更有り）
- 7 その他
 - ①特記仕様書のとおり
 - ②使用薬剤容器は責任を持って収去すること。

(松くい虫防除)

地上散布作業仕様書

- 1 作業着手前には、立ち入り禁止等の注意標識等を設置し、入林者が作業箇所に近づかないよう周知すること。
- 2 松くい虫地上散布作業の実施にあたっては、災害防止及び作業実施上必要な事項について、作業着手前に監督職員の指示を受けること。
また、作業中において必要な事項については、監督職員の指示により実施すること。
- 3 契約後は事業計画書を提出するものとする。
- 4 万が一、被害があった場合は、速やかに監督職員へ報告して指示を受けること。
- 5 使用薬剤はアセタミプリド液剤またはチアクロプリド水和剤とし、ha 当たり 1,200 $\frac{\text{リットル}}{\text{ヘクタール}}$ （希釈倍数は別紙薬剤仕様書のとおり）を均一に散布するものとする。

注) 薬剤を希釈する水は、清水を使用すること。

- 6 薬剤の保管、取扱い及び被害防止については、以下について注意をすること。
 - (1) 毒物・劇物に指定された薬剤については、農薬取締法の規定を遵守すること。
 - (2) 農薬取締法に定められた使用方法、使用量や使用上の注意事項を守ること。
 - (3) 使用（未使用含む）薬剤については、密缶して火気のない倉庫等に厳重に保管すること。
 - (4) 薬剤を取り扱う者、散布従事者等は、皮膚の露出部を少なくし、防護衣及び保護具等を着用し、噴霧液を浴びたり、吸い込んだりしないよう注意すること。
 - (5) 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、顔・手足等の露出部をよく洗い、うがいもすること。
 - (6) 作業終了後は、防護衣及び保護具等についてもよく洗い流すこと。
 - (7) 薬剤の運搬にあたっては、途中で紛失しないよう積み卸しの都度数量の確認をすること。
 - (8) 薬剤の運搬は当日使用する量とし、残量が生じた場合は、所定の場所へ保管すること。
 - (9) 薬剤の希釈中に、林内の河川や用水路等に流出しないよう注意すること。
- (10) 薬剤散布時は、薬剤の飛散状況を常にチェックし、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意し、人、自動車、家畜類等を近づけないよう常時保安要員を配置すること。

また、平成18年5月29日より「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、ポジティブリスト制度が導入されたことから、薬剤散布を実施する場合には、以下の点に十分留意すること。

ア) 薬剤散布地域の周辺に農地がある場合、薬品の散布の飛散により農作物の収穫に不利益を与えることのないよう、薬剤散布の方法や時期等について監督職員の指示を受けること。

イ) 具体的には、周辺地域への周知を徹底すると同時に、対象松林の周辺農地における作物の栽培状況等の把握などに留意すること。

※ ポジティブリスト制度

残留農薬基準値が設定されている農薬は基準値を、残留農薬基準値のない農薬については一律 0.01ppm とし、基準値を超えた場合には、農薬等が残留する食品の流通を禁止

するというもの。

(11) 薬剤散布に使用した器具等は、作業終了の都度水洗いをする事。

(12) 作業終了に際しては、使用済み空容器の回収、処理について、監督職員等の確認を受け請負者において必ず行うこと。

7 薬剤の散布にあたっては、以下について注意すること。

(1) 散布日時は、監督職員へ事前に連絡し立ち会いを求めること。

(2) 作業着手前には、注意標識等で表示し、入林者が作業箇所近づかないよう周知し、特に道路等の交通機関、公園等利用者が集合する場所周辺については、交通規制、入場規制等必要な措置を講じること。

(3) 散布用器具は、動力噴霧器等を使用し、マツの樹冠上方まで散布液が届く器具を使用すること。

(4) 散布は、晴天又は曇天の日を選んで実施すること。ただし、降雨直後、散布直後に降雨が予想される場合及び強風の場合は散布しないこと。

(5) マツの樹冠部の枝条に対し撒きムラにならないようにし、薬剤が滴るよう散布すること。

(6) 高層木の散布で薬剤が樹冠上方まで届かない場合には、ノズルを長い竿等に付けるか、若しくは適宜足場等を使用し、高い枝についても上方から薬剤がムラなくかかるよう散布すること。

(7) 散布に当たっては、あらかじめ一定本数に対する基準薬液量を把握するなど、目安等を付けてから作業に着手すること。

(8) 散布は、常に風の方向、風力等を念頭に置いて危被害対策物や作業者に薬剤がかからないように注意すること。

8 その他

(1) 作業実施上で立木を伐採する必要がある時や、立木に損傷を与えたときは速やかに監督職員へ届け出て指示を受けること。

(2) この仕様書によりがたい場合、又は明記していない事項で必要ある時は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けること。